

入札説明書

本事業に係る入札公告（以下「**入札公告**」という。）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、**実施方針**並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

本入札説明書において使用する用語の意義は、**実施方針**及び**入札公告**において使用する用語の例により、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に関する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

本入札説明書の添付書類は、次のとおり。

- 別紙1 実施方針抜粋
- 別紙2 競争的対話の実施方法
- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－2 業務要求水準書
- 資料－3 様式集及び記載要領
- 資料－4 サービス対価の算定及び支払方法
- 資料－5 事業者選定基準
- 資料－6 基本協定書（案）
- 資料－7 業績等の監視及び改善要求措置要領

1 公告日

令和7年7月8日 公告番号第2号

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 防衛装備庁長官 石川 武
東京都新宿区市谷本村町5-1

3 事業概要

(1) 事業名

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

(2) 入札の対象となる公共施設等の種類

実施方針 第1 1 (2) のとおり。

なお、**入札公告**及び本入札説明書において引用する**実施方針**の規定を、**別紙1 実施方針抜粋**に示す。

(3) 事業目的

実施方針 第1 1 (4) のとおり。

(4) 事業内容

入札公告 別紙 1 (2) ア～ウに示す業務の細部は、**資料－1 事業契約書(案)** 及び **資料－2 業務要求水準書**による。

(5) 本事業衛星及び専用地上施設の要件等

資料－2 業務要求水準書 第2部 第1 及び 第2のとおり。

(6) 事業場所等

事業者は、**資料－2 業務要求水準書** 第2部 第1 及び 第2に示す要件等を踏まえ、画像データの取得を行うとともに、統合運用システム等及び専用地上局を設置し運用すること。

(7) 提供される業務の要求水準

資料－2 業務要求水準書 第2部のとおり。

(8) 事業方式

実施方針 第1 1 (6) のとおり。

(9) 事業期間等

ア 事業期間

本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の締結の日から令和13年3月31日まで。

イ 事業期間終了時の措置

実施方針 第1 1 (11) のとおり。

ウ 事業スケジュール

令和7年7月8日	入札公告及び本入札説明書の公表
令和7年7月22日	競争参加資格に関する質問書提出期限
令和7年7月29日	本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問書提出期限
	競争参加資格に関する質問回答公表
令和7年8月4日	第一次審査資料の提出期限
令和7年8月12日	第一次審査結果の通知
令和7年8月19日	本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問回答公表
令和7年9月1日	情報保全に係る履行体制の確認資料提出期限
	競争的対話に関する事前質問書提出期限
令和7年9月16日～10月3日	競争的対話の実施
令和7年9月～10月	情報保全に係る履行体制の確認結果通知
令和7年10月24日	入札(入札書及び第二次審査資料の提出)
令和7年12月24日	開札
	落札者の決定

令和8年1月
令和8年2月
令和13年3月31日

落札者との基本協定の締結
事業者との事業契約の締結
本事業の終了

4 競争参加資格

実施方針 第2 3 のとおり。

5 担当部局

入札公告 別紙 2 (1) のとおり。

6 保護すべき情報の交付

資料－2 業務要求水準書及び**資料－4 サービス対価の算定及び支払方法**に含まれる保護すべき情報は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す書類を提出した応募者に対し、個別に閲覧又は貸し出す。細部は5 に示す担当部局へ問い合わせるものとする。

7 本入札説明書に関する質問

本入札説明書に関する質問（実施方針等に記載があつて、本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、質問書を提出するものとする。

(1) 提出期限

ア 競争参加資格に関する質問

令和7年7月22日（火）17時00分まで

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問

令和7年7月29日（火）17時00分まで

(2) 提出方法

(1) アについては電子メールにより、5 に示す担当部局へ送付するものとする。

(1) イについてはCD-R等の電子記録媒体に格納し、5 に示す担当部局へ持参するものとする。なお、提出物は返却しない。

(3) 回答公表日

ア 競争参加資格に関する質問への回答

令和7年7月29日（火）

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問への回答

令和7年8月19日（火）

なお、第二次審査資料作成にあたり応募者が早期に了知する必要があると判断される質問以外は、上記の公表日以降に回答を公表することがある。

(4) 回答方法

防衛省は、本入札説明書に関する質問及び質問に対する回答を、防衛省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者のみへの直接回答は行わない。）。ただし、機微な情報に係る質問及び質問に対する回答については、当該情報等を取り扱うことが適格とされる応募者に対して個別に通知する。

なお、質問の内容及び質問に対する回答が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問や本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

8 競争参加資格の確認（第一次審査）

- (1) 第一次審査資料の提出期限及び提出方法は、**入札公告** 別紙 2 (2) による。期限までにこれを提出しない者及び競争参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。
- (2) 第一次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年8月12日（火）までに書面で通知する。なお、提出された第一次審査資料に関し、契約担当官等は質問、追加資料の提出依頼等を行う場合があり、応募者は、これに応じなければならない。
- (4) 競争参加資格の確認後にやむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更しようとする者にあつては、防衛省の承諾を得て構成員等変更届及び変更に係る第一次審査資料を提出し、競争参加資格を認められた場合に限り、当該変更をすることができる。
- (5) 提出期限を過ぎて第一次審査資料を差し替え又は再提出することは、(3) なお書及び(4)に掲げる場合を除き、認めない。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、通知を受けてから1週間以内に書面（様式自由）を提出することにより、契約担当官等に対して理由の説明を求めることができる。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、書面により回答する。

10 競争的対話の実施

防衛省は、競争参加資格を認められた応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の該否について、質問書を事前に受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

細部は、**別紙2 競争的対話の実施方法**による。

11 情報保全に係る履行体制の確認

入札参加者は、**入札公告** 別紙 2 (3) に示す期限までに、情報保全に係る履行体制の確認資料を提出するものとする。細部は、**資料－3 様式集及び記載要領** 別紙による。

適合することが認められない者は、本入札に参加することができない。

12 入札（入札書及び第二次審査資料の提出）

入札の日時及び場所は、**入札公告** 2 (1) 及び 3 のとおり。

入札参加者は、**入札公告** 別紙 2 (4) 及び以下に従い、入札書及び第二次審査資料を提

出するものとする。期限までにこれを提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 入札書等

ア 入札方法

入札参加者は、**入札公告 5** 及び**資料-4 サービス対価の算定及び支払方法**を踏まえ、サービス対価の総額により入札価格を見積もるものとする。

イ 入札の辞退方法

入札参加者は、次により、入札を辞退することができる。

(ア) 入札前にあっては、**資料-3 様式集及び記載要領**に示す入札辞退届を、5 の担当部局に提出するものとする。

(イ) 入札中にあっては、電子入札の場合は防衛装備品等調達システムを通じて辞退の意思を、紙入札の場合は辞退の旨を記した入札書を、提出するものとする。

(2) 第二次審査資料

ア 第二次審査資料は、**資料-3 様式集及び記載要領**に従い作成すること。

イ 第二次審査資料の取扱いは、次による。

(ア) 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他防衛省が必要と認めるときは、防衛省は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

(ウ) 資料の公表

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、第二次審査資料の一部を公表することがある。

公表に際しては、入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表されることにより、当該入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、細部は防衛省と各入札参加者との間で協議する。

ウ 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。なお、ある入札参加者を構成する企業が、他の入札参加者の協力企業として参加する場合は、この限りでない。

13 開札

開札の日時及び場所は、**入札公告 2 (2)** 及び **3** のとおり。

入札参加者又はその代理人は、電子入札による場合は防衛装備品等調達システムを利用できる任意の場所において、紙入札による場合は**入札公告 3** ただし書に示す場所において、開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない防衛省職員を立ち合わせて開札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金……免除する。

契約保証金……本事業契約の締結日から本事業の本格的運用の開始日までを期間として、本事業契約の保証を求める。細部は、**実施方針** 第3 2 (1) による。

15 入札の無効

入札公告 9 のとおり。

16 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

入札公告 別紙 2 (6) のとおり。

(2) 落札者の選定体制

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に関する評価についての調査審議を依頼し、当該調査審議の結果を受けて、(1) により落札者を選定する。

有識者等委員会の構成員は、以下のとおり。

足立 慎一郎	(国立大学法人政策研究大学院大学 教授)	
鈴木 一人	(国立大学法人東京大学公共政策大学院 教授)	
高橋 玲路	(アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士)	
沼田 健二	(宇宙航空研究開発機構 第二宇宙技術部門センター長)	
山内 弘隆	(武蔵野大学 特任教授)	
上田 幸司	(防衛政策局次長)	※
白井 亮次	(統合幕僚監部防衛計画部長)	※
白川 訓通	(陸上幕僚監部防衛部長)	※
平田 利幸	(海上幕僚監部防衛部長)	※
久保田 隆裕	(航空幕僚監部防衛部長)	※
弓削 州司	(情報本部副本部長)	※
鈴木 信丈	(防衛装備庁調達事業部長)	※

※ 人事異動が生じた場合は、同一の官職に就いた後任者とする。

(3) 落札者の選定手順

防衛省は、以下の手順により落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、本事業に携わる者として応募者が適正な資格と能力を備えていることを確認するものである。

防衛省は、応募者が提出した第一次審査資料について、不備の有無及び競争参加資格の有無を確認し、資料の不備がある者及び競争参加資格を認められない者を欠格とする。

第一次審査は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、その結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 情報保全に係る履行体制の確認

本事業契約を履行するために必要となる、保護すべき情報を取り扱うための入札参加者の体制を確認するものである。入札参加者は、情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められなければ、入札に参加することができない。

ウ 入札

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料をもって入札する。

エ 第二次審査

第二次審査は、(1)により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、**資料－5 事業者選定基準**に掲げる評価項目及び得点配分により、次のとおり評価する。

- (ア) 防衛省は、資料の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容が**資料－2 業務要求水準書**に定める要求水準（必須項目）を全て充足しているか審査し、合格者には基礎点を付与する。要求水準（必須項目）が一項目でも充足しない場合は不合格とし、入札参加者に通知する。
- (イ) 防衛省は、事業の提案内容が要求水準（必須項目）を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加点項目）について、優れていると認められるものには、その程度に応じて加算点を付与する。
- (ウ) 防衛省は、審査過程において、第二次審査資料を提出した入札参加者に問い合わせを行う場合がある。

オ 開札

入札書に不備がある場合、又は**入札公告 9**に該当する場合、当該入札は無効とする。

なお、開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

カ 総合評価

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、契約担当官等が示す「評価基準表」の「評価項目」のうち、基礎点に該当する項目をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、契約担当官等が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

総合評価（加算方式）

総合評価得点 = 事業提案審査の得点 + 入札価格の得点

落札者となるべき者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、入札参加者またはその代理人がくじを引かないときは、これに代わって、入札事務に関係のない防衛省職員がくじを引き、落札者を決定する。

キ 結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、事業契約の締結後、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

17 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後速やかに、支出負担行為担当官を相手方として、**資料－6 基本協定書（案）**により、基本協定を締結するものとする。

18 特別目的会社（事業者）の設立

17に掲げる基本協定を締結した落札者が、本事業の遂行のみを目的とする会社法第25条に規定する株式会社を設立する場合、基本協定の締結後、速やかに当該株式会社を設立するものとする。

19 事業契約の締結

（1）事業契約書の作成

事業契約書は、**資料－1 事業契約書（案）**並びに落札者が提出した入札書及び第二次審査資料に基づいて作成するものとする。

事業契約書の契約代金内訳については、落札後ただちに予算の範囲内で協議するものとする。

事業契約書の作成に当たっては、軽微な事項を除き、**資料－1 事業契約書（案）**の規定、本入札説明書に示す事項及び落札者が提案した事項等を変更し、又はこれらと異なる特約を付すことはできない。

（2）事業契約の締結

落札者は、事業者をして、落札決定後2ヶ月以内（ただし、令和8年3月31日を限度とする。）に、事業契約を締結させなければならない。

20 手続における交渉の有無

無

21 支払条件

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法のとおり。

22 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

防衛省は、その所要に応じて、事業者との間で役務契約を締結する場合がある。

23 その他

（1）入札参加者は、**入札及び契約心得**（平成27年防衛装備庁公示第1号）及び本入札説明書を遵守すること。ただし、**入札及び契約心得**と本入札説明書とで取扱いが異なる事項については、本入札説明書による。

（2）審査資料の作成、提出その他本入札への参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

一旦提出された入札書及び審査資料は、引替え、変更又は取消をすることができない。ただし、審査資料のうち防衛省が求める場合は除く。

- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。
- (4) 防衛省への提出資料に虚偽の記載をした応募者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 今後の他の事業等において、入札参加者の事業提案の内容が一般的に適用される状態になった場合には、防衛省は当該提案内容が無償で使用できるものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りでない。
- (6) 落札者の事業提案を防衛省が認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 審査結果等の通知は、防衛装備庁調達事業部需品調達官から行う。

実施方針抜粋

「衛星コンステレーションの整備・運営等事業 実施方針」（令和 7 年 4 月 8 日）（抄）

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

衛星コンステレーションを構築する衛星及び当該衛星から画像取得を行うために必要な施設等

(4) 事業目的

我が国周辺における軍事活動が活発化する中、防衛省としては、様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築することが不可欠となっている。特に、我が国に侵攻する部隊をその防空ミサイル等の脅威圏外から撃破するスタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点からは、情報収集能力を抜本的に強化することが重要である。

このためには、安全保障用途で必要となる機能等を備えた衛星により、防衛省が求めるタイミングで高頻度かつ優先的に撮像することで、安定的に画像を取得することが必要となる。他方で、現状の民間商用衛星からの画像取得では、衛星の構成や運用が防衛省のニーズを満たす形で最適化されているわけではなく、必ずしも防衛省が求める頻度で画像取得ができない状況にある。また、画像撮像の制限（シャッターコントロール）のおそれがある場合や画像取得の優先権を獲得できない場合は、防衛省が求めるタイミングで画像が取得できない可能性がある。

以上を踏まえ、防衛省が画像取得の優先権を有し、防衛省のニーズを満たす最適な構成で構築する衛星コンステレーション（以下「本事業衛星によるコンステレーション」という。）を整備し、それを活用することで、安定的な画像取得を実現することとしている。

昨今では、宇宙技術の革新が急速に進み、小型衛星コンステレーションを構築し、画像情報を高頻度に提供する民間ビジネスが拡大している。

このため、本事業を進めるに当たっては、小型衛星コンステレーションを民間企業に保有させることで、衛星の製造、打上げ、運用及び地上施設の整備といった民間のノウハウや既存の資産を最大限活用し、防衛省の所要以外の機会では、民間需要に画像を販売することを可能とすることで、事業費の抑制につなげるといった観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI 事業」という。）方式を採用することとしているものである。

(6) 事業方式

事業者又は事業者から業務を直接受託する者（以下「事業者等」という。）は、自らの資金で本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を整備した後、事業期間中、本事業衛星及び専用地上施設の所有権を有し、事業終了後も防衛省に譲渡しない、いわゆる B O O (Build-Own-Operate) 方式により実施する。

ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等

が賃貸借等により調達することもできる。

(11) 事業期間終了時の措置

事業期間終了後、事業者等は、自らの責任により、本事業とは別に本事業衛星及び専用地上施設の運用等を継続することを認める。

ただし、統合運用システム等の処分の実施等については、本事業を終了するとき又は事業期間が終了するときに、防衛省と事業者との間で協議を行う。

統合運用システム等の処分等に当たっては、処分先等の条件を防衛省が指定する場合があります、事業者が、処分を実施した場合は、処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任し、又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。

なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」

（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

ただし、応募者が本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立しない場合は、応募者自身を「代表企業」として定める。

特定事業に係る業務以外の本事業に関連する業務（事業者の監査業務、アドバイザリー業務等）については、応募者を構成しない企業が事業者から直接受託することは差し支えない。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委任等してはならない。

ウ 事業者は日本国法人とし、応募者が会社法に定められる株式会社を本事業の遂行のみを目的として設立する場合において、事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を重ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変

更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上、認めた場合は、この限りでない。

カ 代表企業又は構成員が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。

キ 代表企業又は構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する場合。ただし、(A)について子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(B)について子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) PFI法第9条に該当しない者であること。

(イ) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 3.(2)イからオまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。また、当該資格の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。

なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、当該要件を証する書類等を、入札公告時に示す第一次審査資料とともに提出すること。

(オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(キ) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である一般財団法人リモート・センシング技術センター及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ケ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(コ) 保護すべき情報を取り扱う場合は、関係職員の指定の範囲を最小限とし、ふさわしい者をもって、情報セキュリティ基準を遵守できる体制を確保することとし、それを証明すること。

ただし、法的に保証されない者を当該ふさわしい者と認めてはならない。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ・令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

ウ 画像データ取得業務を実施する企業の参加資格要件

「第1 特定事業の選定に関する事項」の1. (5)アの「画像データ取得業務」を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 本事業衛星によるコンステレーションを構成する国産衛星と同等の性能を有する画像観測衛星を国内で複数機製造し、軌道上運用した実績を有し、かつ、提案時点において当該衛星が軌道上で運用されていること。ただし、複数の者で満たしても差し支えない。

エ 専用地上施設運用等業務を実施する企業の参加資格要件

「第1 特定事業の選定に関する事項」の1. (5)イの「専用地上施設運用等業務」を実施する企業は以下の要件を満たすものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の要件については、複数の者で満たしても差し支えない。

(ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 画像観測の衛星への撮像指示を含む画像観測の衛星の管制運用が可能な地上施設の整備及び当該施設の運営の実績を有すること。

(ウ) 概ね5機以上の画像観測の衛星で構成される衛星群を対象に、画像観測の衛星から自社保有の地上施設にデータを送付するダウンリンクの実績を有すること。

オ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

「第1 特定事業の選定に関する事項」の1. (5)ウの「全般管理業務」を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 画像観測の衛星の運用及び画像観測の衛星の管制に要する地上施設を対象とした管理業

務の実績を有すること。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、原則として、次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書に基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

なお、契約保証金の額、保険金額又は保証金額は、本事業の専用地上施設の整備費に相当する額の10分の1以上とする。

事業者が、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除することとし、ウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

競争的対話の実施方法

防衛省は、入札参加者を対象に、競争的対話を実施する。競争的対話においては、要求水準の充足の該否等に関する入札参加者からの事前質問を受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

質問回答の内容は、本事業に係る入札条件としての効力を有するものとし、原則として事業契約締結後に公表する。

ただし、質問内容及び質問回答が、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問や、本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

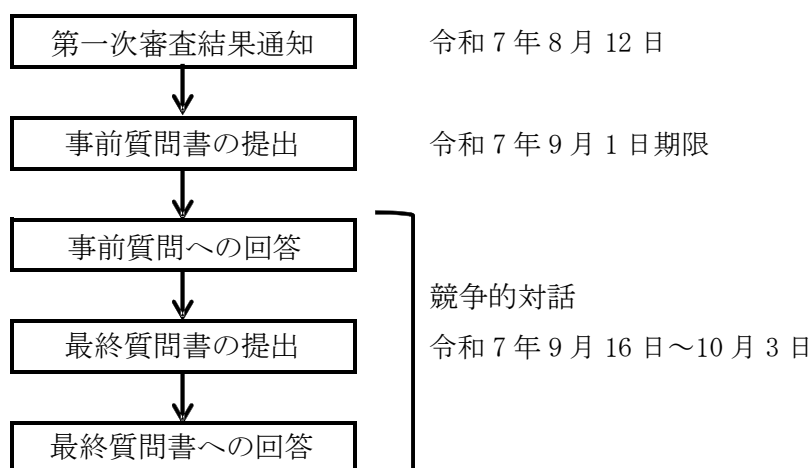
なお、質問回答の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、各入札参加者に対する補足説明等を行う。

1 目的

入札参加者が予定する事業提案の内容が、要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認することで、事業提案の内容が要求水準（必須項目）を充足せず不合格となる事態を避け、より良質な提案による競争環境の創出を図る。

2 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下のとおりとする。細部は、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



3 実施方法

(1) 事前質問書及び出席者名簿の提出

防衛省は、要求水準の充足の確認等に関する事前質問を受け付ける。

入札参加者は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す事前質問書及び出席者名簿を作成し、提出するものとする。ただし、次号に示す実施時間の範囲内で、質問回答が実施可能な事前質問数に精査をし、提出するものとする。

ア 提出期限

(ア) 事前質問書

令和7年9月1日（月）17時00分まで

(イ) 出席者名簿

防衛省が別途通知する競争的対話の実施日の前日17時00分まで

イ 提出方法

ア（ア）については、CD-R等の電子記録媒体に格納し、本入札説明書の5に示す担当部局へ持参するものとする。なお、提出物は返却しない。

ア（イ）については、電子メールにより、本入札説明書の5に示す担当部局へ送付するものとする。

(2) 質問回答の実施

防衛省は、各入札参加者より提出された事前質問について、それぞれ個別対面により回答を行う。

質問回答の基本的な実施方法は、以下を予定している。詳細については、別途防衛省から入札参加者に対して連絡することがある。

ア 実施回数

入札参加者当たり1回とする。

イ 実施時間

入札参加者当たり3時間以内とする。

ウ 質問回答の内容

防衛省は、入札参加者が予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。また、各々の質問について、公表の可否を協議する。

エ 持参資料

入札参加者は、個別対面に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

オ 出席者

入札参加者は、代表企業、構成員、協力企業等のうちから、質問への回答を把握する担当者を出席させることができる。

(3) 最終質問書の受付

防衛省は、(2)における質問回答を踏まえた、要求水準の充足に関する最終質問を受け付け、これに回答する。最終質問書の提出方法は、事前質問書の場合に同じ。